

瑞穂市自転車駐車場及び駐車場

指定管理者募集要項

令和 8 年 7 月

瑞穂市役所

都市整備部 都市管理課

瑞穂市自転車駐車場及び駐車場 指定管理者募集要項

1 指定管理者導入の目的

地方自治法第244条の2第3項により、瑞穂市自転車駐車場（以下「駐輪場」という。）及び瑞穂市営駐車場（以下「駐車場」という。）、並びに付随する施設を一括して管理運営業務を効果的、効率的に達成することを目的とする。

2 基本的な管理運営方針

駐輪場及び駐車場は、道路交通の円滑化及び市民にサービスを提供する重要な役割を担っており、指定管理者の創意工夫により、効果的・効率的な管理運営や市民へのサービス提供を向上させることを基本的な運営方針とする。

3 指定管理者の応募資格

応募資格は次の各号をすべて満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、瑞穂市が指定を取り消すことになる場合には、その損害の賠償を請求する場合がある。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、瑞穂市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取り消しを受けていないこと。
- (3) 過去10年以内において、自転車駐車場の管理運営に関する業務実績を有する（受託を含む）団体であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4及び瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する要綱の措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申し立てをしている団体でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている団体でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む）でないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団）及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (9) 役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。）もしくはこれに準ずるもの（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は、暴力団関係者が実質的に関与している団体でないこと。
- (10) 国税および地方税を滞納している団体でないこと。

4 指定期間

令和9年4月1日 から 令和14年3月31日 までの5年間

5 指定管理料

- (1) 瑞穂市が指定管理者に対して支払う指定期間（5年間）の指定管理料の上限額は、225,343千円とする。
- (2) 瑞穂市が指定管理者に対して支払うこととなる指定管理料については、指定管理者に指定した団体が提案した収支計画書に基づき瑞穂市と指定管理者との間で協議し、協定書により定めた額とする。この指定管理料には、人件費、通信運搬費、消耗品費（一回利用券のシール紙、回数券カード、定期券カード等を含む）、修繕費、光熱水費、委託料、保険料等を含むものとする。ただし、各駐輪場の建物にかかる火災保険及び消防設備点検委託料については瑞穂市が直接支払うこととするため、指定管理料には含まないものとする。
- (3) 会計年度（4月1日から3月31日）毎の年度協定により指定管理料を決定し、瑞穂市と協議した間隔で指定管理料の支払いを行うものとする。また、災害等の特別な場合を除き、原則として増額しないものとする。この額については、瑞穂市が指定管理者に対して支払うこととなる消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。ただし、指定管理料は上記総額を上限とし、額の変更等は瑞穂市と指定管理者との協議により定められるものとする。

6 施設の概要

- (1) 施設の名称、規模等

名 称	瑞穂市第1自転車駐車場
主たる設置場所	瑞穂市別府362番地1
駐車可能車種及び収容台数	自転車 1階:221台 2階:290台 原付自転車(建物外) 43台
供用時間	終日
設備	定期更新機、一時券販売機、回数券販売機、防犯カメラ11台 サイクルラック(2Fのみ)

名称	瑞穂市第2自転車駐車場
主たる設置場所	瑞穂市別府933番地1
駐車可能車種及び収容台数	自転車 1階:264台 2階:310台
供用時間	終日
設備	一時券販売機、回数券販売機、防犯カメラ9台、サイクルラック

名称	瑞穂市第3自転車駐車場
主たる設置場所	瑞穂市別府345番地10
駐車可能車種及び収容台数	自転車 1階:300台 2階:310台 3階は除く
供用時間	終日
設備	一時券販売機、回数券販売機、防犯カメラ16台、サイクルラック ベルトコンベア

名称	瑞穂市第4自転車駐車場
主たる設置場所	瑞穂市別府345番地15
駐車可能車種及び収容台数	原付自転車 34台 平置き
供用時間	終日
設備	一時券販売機、回数券販売機(第3自転車駐車場と共用)

名称	瑞穂市第5自転車駐車場
主たる設置場所	瑞穂市別府928番地1
駐車可能車種及び収容台数	原付自転車 46台 平置き
供用時間	終日
設備	—

名称	穂積駅北駐車場
主たる設置場所	瑞穂市別府345番地1
駐車可能車種及び収容台数	自動車 25台(内軽自動車 6台)
供用時間	終日
入出庫方式	フラップ版方式 精算機

(2) 利用料金

①駐輪場

名称	車種	利用時間	料金			
			一時利用		定期利用	
			1回	回数使用	1月定期	3月定期
第1自転車 駐車場	自転車	24時間	130円	11回分 1,300円	1階 2,600円	1階 7,600円
					2階 2,100円	2階 6,100円
	原動付 自転車		250円	—	4,300円	11,800円

第2・3自転車 駐車場	自転車	24時間	100円	11回分 1,000円	1階 1,900円	1階 5,500円
					2階 1,600円	2階 4,500円
第4自転車 駐車場	原動機付 自転車	24時間	240円	—	4,300円	11,800円
第5自転車 駐車場	原動機付 自転車	24時間	—	—	4,300円	11,800円

以下に掲げる方には減免規定がある。

- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者 5割
- イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 5割
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 5割
- エ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者 5割

②駐車場

名称	駐車台数		料金	
	普通車	軽自動車専用	30分まで	30分以降30分毎
穂積駅北駐車場(1)	8台	6台	無料	100円
穂積駅北駐車場(2)	11台	—	無料	100円

(3) 駐輪場及び駐車場利用状況

別添の「別紙1 駐輪場及び駐車場 利用申請件数表」を参照。

(4) 管理人数

別添の「瑞穂市自転車駐車場及び駐車場管理運営仕様書」を参照。

7 指定管理業務

瑞穂市自転車駐車場条例並びに同施行規則および瑞穂市駐車場条例に基づき、施設の運営及び維持管理に係る下記の業務を実施する。

地方自治法並びに同施行令、瑞穂市自転車駐車場条例並びに同施行規則および瑞穂市駐車場条例、その他関係法令を遵守し、常に公共性の保持に努めること。

- (1) 料金の徴収及び減免等に関する業務
- (2) 駐車場の施設管理に関する業務
- (3) 駐車場の利用の利便性を向上させるために必要な業務

- (4) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の設置目的を達成するため市長が特に認める業務

8 施設管理運営形態等

詳細は別添の「瑞穂市自転車駐車場及び駐車場管理運営仕様書」を参照。

※注意事項

- (1) 指定期間中に穂積駅南土地区画整理事業が予定されており、事業の進捗により、第1駐輪場を運用停止する場合があります。
- (2) 指定期間中に穂積駅北整備事業が予定されており、事業の進捗により、第4駐輪場及び駅北駐車場を運用停止する場合があります。

9 管理経費

使用料は瑞穂市の歳入とし、管理経費は指定管理料によるものとする。

なお、前項による第1駐輪場、第4駐輪場及び駅北駐車場の運用停止があった場合、指定管理料から、その運用停止期間における管理運営費分を、提出された様式第3号瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の管理に係る収支計画書に基づき減額して年度協定を結ぶものとします。

10 指定管理者の公募及び選定スケジュール

指定管理者の公募から決定までのスケジュールは、下記の表に示す日程とする。

	内容	日程
公 募	募集要項の配布	令和8年7月27日～
	公募内容に対する質問の受付	令和8年7月31日～令和8年8月7日
	質問に対する回答	令和8年8月18日(予定)
	申請書類受付	令和8年8月24日～令和8年8月28日
選 定 手 続	指定管理者選定委員会	令和8年9月下旬～10月上旬
	指定管理者選定結果の通知	令和8年10月上旬～中旬
	議会への指定管理者の指定に関する議案の提出、議決	令和8年第4回瑞穂市議会定例会
	指定通知	令和9年1月上旬
	事務引き継ぎ、トレーニング	令和9年2～3月中

11 応募手続等

- (1) 申請書類等の提出方法等

ア 瑞穂市のホームページ、または瑞穂市役所 第3庁舎1階の都市管理課で書類を入手し、都市管理課へ直接提出して下さい。(郵送、ファクシミリ等の送付による、受付はいたしません。)

イ 申請受付期間は、令和8年8月24日から令和8年8月28日までの間とし、応募に要する経費は全て応募者の負担となります。

なお、応募者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、

指定管理者が選定されるまでの間は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹にかかわる内容の変更は認めません。

(2) 応募書類

応募書類は次の表のとおり。

①指定申請書（様式第1号）
②事業計画書（様式第2号）
③瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の管理に係る収支計画書(様式第3号) 令和9年度から令和13年度までの収支計画について記載
④団体の組織、及び概要を記載した書類 団体の組織、沿革その他の事業の概要を記載した書類
⑤団体の経営状況を明らかにする書類 2事業年度の決算書類(貸借対照表、損益計算書等)
⑥団体の定款、寄附行為、規則その他これらに類する書類
⑦法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
⑧団体役員名簿(様式第4号)
⑨国税及び地方税の納税証明書
⑩瑞穂市自転車駐車場及び駐車場指定管理申請にかかる誓約書(様式第5号)

ア 原本1部、副本8部を提出してください。

イ 書類は全てA4サイズで統一して下さい。

(3) 質問の受付

質問の受付期間は、令和8年7月31日から令和8年8月7日までの間とし、質問書（様式第6号）により提出して下さい。質問および回答は瑞穂市ホームページ及び都市管理課で公表します。

(4) 応募に関する注意事項

ア 提出書類の著作権

団体から提出された応募書類の著作権は、団体に帰属します。ただし、指定管理者の選定等の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で利用できるものとします。

イ 応募書類の返却

応募書類の返却はいかなる理由があっても、返却しません。

ウ 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

エ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合には、令和8年9月7日までに辞退届（様式第7号）を提出してください。

1.2 指定管理者の選定方法

(1) 選定の進め方

ア 指定管理者の候補者となる団体（以下「指定候補者」という。）は、瑞穂市が設置する指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による団体の審

査の結果、評価点順位第1位となった者とします。なお、評価点が同点の場合、収支計画書に記載の指定管理料が安価の者を指定候補者とし、また、評価点が同点かつ指定管理料が同額の場合、くじ引きにて指定候補者を決定いたします。審査にあたり、選定委員会が必要と認めたときには、団体に説明を求める場合があります。なお、審査の結果、基準に達するものがないと認め、該当者なしとする場合があります。

※評価点：審査を行った委員の平均点（小数点以下第二位を四捨五入）

イ 選定委員会の審査結果に基づき、市長が指定候補者を選定します。

ウ 申請者が現在、指定管理者として指定されている1社だけであった場合は、簡易審査とします。選定基準ごとに審査（評価）基準を参考に可否を判定し、その結果に基づき総合的に可と評価した委員が半数を超える場合に、指定候補者とします。

（2） 審査内容

選定委員会における指定候補者の選定にあたっては、次の選定基準及び審査（評価）基準並びに配点ウエイトにより審査します。

選定基準	審査(評価)基準	配点 ウエイト
1. 事業計画による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保することができるものであること。	(1)利用者の平等な利用の確保について ・利用者が平等に施設を利用できることを基本とした事業計画であるか。 ・施設の設置目的や性格等を十分に理解したうえで、それらに適合した管理運営方針を提案しているか。 ・施設の設置目的に応じた、効果的な広報活動が提案されているか。	15点
2. 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	(1)利用者に対するサービス向上について (2)収支計画について (3)施設管理の安全性への配慮について (4)事業計画の実現可能性について	45点
3. 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	(1)団体の安全性、継続性について (2)類似施設等の管理運営実績について (3)安定的な運営が可能となる人的能力について	30点
4. 団体の取組みとして評価できるものがあること。	(1)個人情報保護、情報公開に関する取組み (2)独自サービスについて	10点

（3） 選定結果

ア 選定結果は、団体全員に通知します。

イ 指定候補者の選定後、選定した指定候補者名及び審査内容の概要について公表します。

(4) 瑞穂市議会の議決等

ア 瑞穂市は、地方自治法の規定に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案（以下「指定議案」という。）を令和8年第4回瑞穂市議会定例会に付議し、議決を受けることとなります。ただし、瑞穂市議会の議決を受けるまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事由が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

イ 次に掲げる場合であっても、指定候補者が瑞穂市自転車駐車場の管理運営を実施するために支出した全ての費用、提供したノウハウの対価等については、瑞穂市は一切補償しませんのであらかじめご了承ください。

（ア） 上記アの議案を瑞穂市議会が否決したとき。

（イ） 上記アの議案について、瑞穂市議会が会期中に議決に至らなかったとき。

（ウ） 上記アただし書により、瑞穂市が指定候補者の選定を取り消したとき。

1.3 指定管理者の指定手続等

(1) 指定管理者の指定

指定議案の議決後に、指定管理者に指定します。指定管理者の指定をしたときは、市は告示するとともに、当該指定候補者に指定管理者指定書（様式第8号）により通知します。

(2) 指定管理者との協定締結

前記（1）の手続きの後、指定管理者は瑞穂市と下記内容について協定を締結します。

(3) 協定内容

ア 事業計画書に関する事項

イ 指定施設の駐車料金に関する事項

ウ 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項

エ 瑞穂市が支払うべき指定施設の管理費用に関する事項

オ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

カ 指定施設の管理に関し、保有する個人情報の保護に関する事項

キ 指定施設の管理に関し、保有する情報の公開に関する事項

ク 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項

1.4 指定管理者の指定の取消し

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために、次に掲げる事由に該当する場合には、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

(1) 指定管理者が、瑞穂市が行う管理業務及び経理の状況に関する必要な報告の要求、実地調査又は必要な指示に従わないとき。

(2) 指定管理者による管理を継続することが適当でないと瑞穂市が認めるとき。

1.5 留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員会委員に対して、本件募集についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格（選定後に判明した場合にも取り消し）となることがあります。

(2) 要項の遵守

指定候補者がこの要項に反した場合は、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

(3) 地元雇用の促進

本業務の雇用については、率先して瑞穂市民の雇用をお願いします。

(4) 諸経費

指定管理者の事務引継、トレーニング期間等にかかる諸費用については、指定管理料に含まれます。

(5) 事後評価の実施

年度終了ごとに、外部の有識者を交えた事後評価審査を行う場合があります。審査への出席要請があった場合は資料の提出及び出席をお願いします。

1 6 添付資料

- (1) 別紙 1 駐輪場及び駐車場 利用申請件数表
- (2) 別紙 2 駐輪場及び駐車場 利用料金歳入表
- (3) 瑞穂市自転車駐車場及び駐車場管理運営仕様書

1 7 問合せ先

瑞穂市役所 都市整備部 都市管理課

〒501-0392 瑞穂市宮田300番地2 瑞穂市役所 巢南庁舎

電話 058-327-2102

FAX 058-327-2120

E-mail t o s i k a n @ c i t y . m i z u h o . l g . j p